様式第13（第14条関係）

特　許 印　紙 （　　円）

審　判　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　審判事件の表示
2　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
3　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
4　被請求人
5　請求の趣旨
6　請求の理由
7　証拠方法
8　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
9　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左２㎝、上に２㎝、右及び下に３㎝をとる。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。

4　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「７　証拠方法」欄の次に「８　予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「７　証拠方法」欄の次に「８　振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「７　証拠方法」の欄の次に「８　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「７　証拠方法」の欄の次に「８　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

5　「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件」のように記載する。

6　「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

7　（電話番号）は、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

8　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所（居所）」